

判決年月日	平成29年12月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成28年(行ケ)第10254号		
○ 被告らが共謀して原告の権利を害する目的をもって原審決をさせたとは認められないとした審決の判断には誤りがある事例			

(関連条文) 商標法58条1項, 民訴法208条

(登録番号) 第5177809号

判 決 要 旨

被告本人が当事者本人の尋問期日に正当な理由なく出頭しなかったものと認められるから, 民訴法208条に基づき, 被告らが共謀して本件商標権を害する目的をもって本件商標に係る登録商標を取り消す旨の原審決をさせたという原告の主張は, 真実と認めることができる。

したがって, 被告らが共謀して原告の権利を害する目的をもって原審決をさせたとは認められないとした審決の判断には誤りがある。